

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・三・二七三号神辺高屋線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十二年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・三・二七三号神辺高屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

福山市神辺町大字上御領、大字八尋

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、福山市建設局都市部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年九月二十一日から平成二十二年十月五日まで